

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 堂 島 一 丁 目 5 番 1 7 号
株式会社S E R I Oホールディングス
代表取締役社長 若 瀨 久

第 6 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第 6 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年 8 月26日（金曜日）午後 6 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席をお控えいただき、事前の書面による議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年 8 月29日（月曜日）午前10時00分（受付開始：午前 9 時30分） |
| 2. 場 所 | 大阪市北区堂島一丁目 5 番17号
堂島グラントビル 8 階 当社大会議室 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第 6 期（2021年 6 月 1 日から2022年 5 月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 6 期（2021年 6 月 1 日から2022年 5 月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第 1 号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号議案 | 取締役（監査等委員を除く）5 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査等委員である取締役 3 名選任の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネッ

ト上の当社ウェブサイト (<https://www.serio-holdings.co.jp/>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、これらの事項も含まれております。

- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には書面による郵送又はインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.serio-holdings.co.jp/>) に掲載することにより、お知らせいたします。

#### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席をお控えいただき、事前の書面による議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により本株主総会の会場を含め、大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.serio-holdings.co.jp/>) にてご通知申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年6月1日から  
2022年5月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年6月1日から2022年5月31日まで）における当社グループを取り巻く事業環境においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、先行きは不透明な状況が続きました。

就労支援事業においては、企業の人材流動化の需要もあり新型コロナウイルス感染症による大きな影響は受けておりません。放課後事業、保育事業においては、放課後施設、保育施設の一時的な休室や休園も断続的に発生しましたが、施設運営は徐々に本来の姿を取り戻しつつあります。引き続き働く保護者の受け皿という役割を担うため、感染防止に努めながら運営を行っております。また、2020年12月に政府により「新子育て安心プラン」として2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備する方針が打ち出されており、女性の就業率の上昇を背景とした保育需要の高まりは今後も継続すると見込んでおります。さらに2023年4月に「こども家庭庁」を創設することが閣議決定し、子育てしやすい環境整備について政府を挙げて取組む姿勢はより強まっております。

このような状況の中、当社グループは、働きながら育児と両立できる環境をより多くの方に提供できるよう雇用の創出に取組んでまいりました。また、放課後・保育両事業の施設数拡大に対応する運営体制の強化を継続しております。

売上高においては、2021年4月に新規開設した保育園及び放課後施設の増加により増収となりました。営業利益においては、前年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響による放課後施設の大幅な開設時間縮小や保育園の登園児減少により一時的に減少した労務費が増加したこと及び、中期的な運営強化を目的とした本部人員増強に伴う人件費等の増加により減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,130,846千円（前期比11.1%増）、営業利益は233,795千円（同30.7%減）、経常利益は272,202千円（同21.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は173,532千円（同22.4%減）となりました。

セグメントごとの経営成績の概要は次のとおりであります。

ａ．就労支援事業

就労支援事業につきましては、「仕事と家庭の両立応援企業」としてより多くの女性へライフステージにあわせた働き方を提供するため、様々な業種の企業に対し人材の適正配置によるコストダウンを可能とする人材支援の提案を行っております。

売上高においては、既存顧客からの依頼増、及びコールセンター業務における官公庁からの新規大型案件受託により増収となりました。利益面においては、システム環境等の整備にかかる一時的費用による原価が増加し減益となりました。

以上の結果、就労支援事業の売上高は2,694,944千円（前期比4.2%増）、セグメント利益は98,624千円（同2.6%減）となりました。

ｂ．放課後事業

放課後事業につきましては、引続き新型コロナウイルス感染予防のガイドラインに則り、安全・安心な施設運営に努めております。まん延防止等重点措置の解除以降は、感染者数の減少に伴い運営施設への影響も減少しております。行事やイベント等を徐々にコロナ前の状況に戻し、子どもたちが安心して「明日も来たい」と思える施設運営を目指しております。

このような状況の中、当社グループは下表のとおり、2022年4月に新規施設8施設を開設いたしました。新たに運営を受託いたしました自治体は1団体となりました。一方、契約期間終了などにより8施設の閉校があり、合計の運営施設数に変更はありません。これにより、当社グループが運営する放課後施設は、公立（地方自治体からの委託）133施設、私立小学校アフタースクール10施設、民間1施設となり、合計144施設となりました。

売上高においては、前期11施設の新規開設純増分が寄与し増収となりました。利益面においては、前年のコロナ禍から施設運営が正常化に向かい、労務費が増加したことにより減益となりました。

以上の結果、放課後事業の売上高は2,824,582千円（前期比10.9%増）、セグメント利益は114,079千円（同27.8%減）となりました。

(当連結会計年度に新たに開設した放課後施設)

| 事業所名            | 所在地     | 開設年月    | 形態      |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 月光原小学校ランランひろば   | 東京都目黒区  | 2022年4月 | 公設放課後事業 |
| 向原小学校ランランひろば    | 東京都目黒区  | 2022年4月 | 公設放課後事業 |
| 原町小学校ランランひろば    | 東京都目黒区  | 2022年4月 | 公設放課後事業 |
| 大泉西小学童クラブ       | 東京都練馬区  | 2022年4月 | 公設放課後事業 |
| 袖ヶ浦西小学校地区放課後児童会 | 千葉県習志野市 | 2022年4月 | 公設放課後事業 |
| 袖ヶ浦西小学校放課後子供教室  | 千葉県習志野市 | 2022年4月 | 公設放課後事業 |
| 植田東小学校トワイライトルーム | 名古屋市天白区 | 2022年4月 | 公設放課後事業 |
| 天白小学校トワイライトルーム  | 名古屋市天白区 | 2022年4月 | 公設放課後事業 |

### c. 保育事業

保育事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一部の施設において一時的な休園やクラス閉鎖を余儀なくされる状況がありましたが、徐々に施設運営は本来の姿を取り戻しつつあります。引続き自治体等と連携しながら感染予防のガイドラインに則り、利用園児及び職員の感染防止に努めております。

2021年4月1日時点における全国の待機児童数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用控えもみられ5,634人と前年同時点から6,805人減少しましたが、女性の就業率の上昇に伴い実際に保育所等を利用する児童の数は前年比4,712人増の274万人と引続き需要が旺盛な事業環境となっております。

このような状況の中、下表のとおり、新たに認可保育園3施設を開設いたしました。一方、契約期間終了により地域子育て支援施設1施設の閉室があり、運営施設の純増は2施設となりました。これにより当社グループが運営する保育施設は、当連結会計年度末現在、認可保育園26施設、小規模認可保育園11施設、企業主導型保育園3施設、地域子育て支援施設2施設となり、計42施設となりました。

売上高においては、待機児童の多い立地での新規開設により開園時募集での園児数が増加したことに加えて、既存園の園児数が増加したため増収となりました。利益面においては、中期的な運営強化を目的とした本部人員増強に伴う人件費等の増加に加え、園庭芝生化事業を展開する株式会社セリオガーデンの販売費及び一般管理費増加により減益となりました。

以上の結果、保育事業の売上高は3,610,665千円（前期比17.0%増）、セグメント利益は172,798千円（同15.8%減）となりました。

(当連結会計年度に新たに開園した保育施設)

| 事業所名             | 所在地     | 開園年月    | 形態    |
|------------------|---------|---------|-------|
| トレジャーキッズほんじょう保育園 | 大阪市北区   | 2022年4月 | 認可保育園 |
| トレジャーキッズいっしや保育園  | 名古屋市名東区 | 2022年4月 | 認可保育園 |
| トレジャーキッズてんぱく保育園  | 名古屋市天白区 | 2022年4月 | 認可保育園 |

#### 事業別売上高

| 事業区分   | 第5期<br>(2021年5月期) |       | 第6期<br>(2022年5月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比  |      |
|--------|-------------------|-------|--------------------------------|-------|-----------|------|
|        | 金額                | 構成比   | 金額                             | 構成比   | 金額        | 増減率  |
| 就労支援事業 | 2,585,802千円       | 31.5% | 2,694,944千円                    | 29.5% | 109,142千円 | 4.2% |
| 放課後事業  | 2,547,077         | 31.0  | 2,824,582                      | 30.9  | 277,504   | 10.9 |
| 保育事業   | 3,085,650         | 37.5  | 3,610,665                      | 39.5  | 525,015   | 17.0 |
| 調整額    | —                 | —     | 653                            | 0.0   | 653       | —    |
| 合計     | 8,218,529         | 100.0 | 9,130,846                      | 100.0 | 912,316   | 11.1 |

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において就労支援事業3,229千円、放課後事業6,087千円、保育事業177,270千円等、合計で無形固定資産を含めて186,819千円を設備投資として実施いたしました。

主な設備投資として、保育事業における下記3園の保育園開設のための設備投資であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(単位：千円)

| 会社名     | 事業所名             | 形態    | 所在地     | 投資金額   |
|---------|------------------|-------|---------|--------|
| 株式会社セリオ | トレジャーキッズほんじょう保育園 | 認可保育園 | 大阪市北区   | 42,584 |
|         | トレジャーキッズいっしや保育園  | 認可保育園 | 名古屋市名東区 | 41,535 |
|         | トレジャーキッズてんぱく保育園  | 認可保育園 | 名古屋市天白区 | 42,224 |

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

## (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第３期<br>(2019年５月期) | 第４期<br>(2020年５月期) | 第５期<br>(2021年５月期) | 第６期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年５月期) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高（千円）                 | 6,260,672         | 6,948,846         | 8,218,529         | 9,130,846                      |
| 経常利益（千円）                | 66,545            | 167,799           | 344,817           | 272,202                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益（千円） | 40,984            | 101,059           | 223,674           | 173,532                        |
| １株当たり当期純利益（円）           | 6.48              | 15.97             | 35.34             | 27.47                          |
| 総資産（千円）                 | 3,236,892         | 3,906,892         | 4,495,676         | 4,627,539                      |
| 純資産（千円）                 | 1,634,889         | 1,727,087         | 1,931,774         | 2,062,190                      |
| １株当たり純資産額（円）            | 258.30            | 272.87            | 305.21            | 326.26                         |

(注) １. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

２. 当社は、2020年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第３期<br>(2019年５月期) | 第４期<br>(2020年５月期) | 第５期<br>(2021年５月期) | 第６期<br>(当事業年度)<br>(2022年５月期) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高（千円）       | 375,640           | 416,930           | 435,797           | 488,567                      |
| 経常利益（千円）      | 61,899            | 73,011            | 142,948           | 184,168                      |
| 当期純利益（千円）     | 43,335            | 41,750            | 95,805            | 123,446                      |
| １株当たり当期純利益（円） | 6.85              | 6.60              | 15.14             | 19.54                        |
| 総資産（千円）       | 1,664,096         | 1,729,614         | 1,811,272         | 1,887,253                    |
| 純資産（千円）       | 1,600,420         | 1,633,309         | 1,710,126         | 1,782,815                    |
| １株当たり純資産額（円）  | 252.86            | 258.05            | 270.19            | 282.06                       |

(注) １. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

２. 当社は、2020年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金    | 当社の議決権比率         | 主 要 な 事 業 内 容     |
|---------------|----------|------------------|-------------------|
| 株 式 会 社 セ リ オ | 10,000千円 | 100.0%           | 就労支援事業、放課後事業、保育事業 |
| 株式会社セリオガーデン   | 1,000    | 100.0<br>(100.0) | 造園及び緑化事業          |

(注) 当社の議決権比率欄の( )内は、間接的な議決権比率を内数で記載しております。



#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営方針

当社グループは、「家族の笑顔があふれる幸せ創造カンパニー」をビジョンに掲げ、その具現化のため「仕事と家庭の両立応援」「未来を担う子どもたちの成長応援」を全従業員の使命とし、「子どもたち」「地域社会」「当社株主」「顧客」「従業員」「取引先」などステークホルダーとの信頼構築に努め、共存共生を基軸とした経営展開を図り、企業価値の向上に取り組んでおります。

当社グループは、中期経営計画（2022～2024）において2024年を最終年度とした当社グループのありたい姿を「関わる家族15万人の笑顔をつくる」と策定し、各種施策に取り組んでまいりました。中期経営計画（2022～2024）の目標値に対する進捗状況及び外部環境の変化等を鑑みローリング方式にて連結計画の見直しを行い、2025年5月期の目標値を連結売上高120億円、連結営業利益660百万円といたしました。

##### 経営理念

- ・私たちは、人間としての成長と、志を共にする仲間との信頼関係を大切にし、幸せな人生を追求します
- ・私たちは、感謝の気持ちを持ち、人々に喜びを与えることを自らの喜びとし、社会に貢献します
- ・私たちは、情熱を持って一人ひとりが自発的に考動し、新しい価値の創造に挑戦します

##### ② 中長期的な会社の経営戦略

###### a. 人材

当社グループが持続的な成長を進めるためには、環境の変化に適切に対応し、安定した利益確保ができる企業体質の確立が経営の重要課題と認識しており、そのためには各事業にとって優秀な人材の育成及び確保が不可欠であります。このため、従業員研修や管理職候補者研修などの階層別研修を充実させるとともに、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置等により、士気の高揚や潜在能力が顕在化できるよう取り組んでまいります。当社グループでは国籍、性別、性的指向、年齢等様々な人材の多様性を尊重し、社員一人ひとりの能力が最大限発揮される環境づくりを行い、管理職や役員においても価値観や働き方のダイバーシティを推進することで優秀な人材を確保し、より効率的かつ多面的な観点から企業価値向上に資するように努めてまいります。更にワーク・ライフ・バランスの充実を目指し、年間休日の増加、計画有給休暇の管理、子どもの看護休暇・介護休暇の有給化、時間単位の年次有給休暇、積立有給休暇制度、カムバック制度の導入など、様々な従業員が働き続けやすい企業風土の醸成に取り組んでまいります。

###### b. 経営環境の変化への柔軟な対応と効率的な経営資源の活用

当社グループの事業領域は多岐にわたっておりますが、それぞれの市場の動向にすばやく柔軟に対応していくために、市場の状況や顧客のニーズを的確に把握し、競合に先んじた戦略を立案してまいります。経営資源を適切に配分し、設備投資、事業提携、M&A、事業の撤退・縮小といった判断をタイムリーに行ってまいります。

### c. 新たな事業

企業収益を確保し、成長し続けるためには、既存事業の伸長はもとより、従来とは異なる事業並びに既存事業のノウハウを活用した新規事業など、新たな事業を創出していくことが重要な課題と認識しております。そのためには社内リソースの活用だけではなく、外部リソースを活用することが重要と考えており、事業提携やM&A等のあらゆる可能性を追求してまいります。

### ③ 目標とする経営指標

当社グループは、経営指標としては利益の確保に加え、キャッシュ・フロー経営を重視し、企業価値の増大に努めてまいります。また、配当性向について、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、20%を基本方針として安定配当の継続に努めてまいります。

### ④ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

保育所等については、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」によると、2021年4月1日時点における全国の待機児童数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用控えもみられ5,634人と前年同時点から6,805人減少しましたが、女性の就業率の上昇に伴い実際に保育所等を利用する児童の数は前年比4,712人増の274万人と引続き需要が旺盛な事業環境となっております。また、学童保育については、厚生労働省「2021年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」によると、2021年5月1日時点で、待機児童数が13,416人と、前年比で2,579人減少しておりますが、依然として高水準となっております。共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中、学童保育を含め需要に追いついていない状況と考えられます。

当社グループはこのような社会ニーズに対応すべく、就労支援事業における多様な雇用機会の提供、放課後・保育事業における施設の新規開設等を行っていく必要があると認識しており、そのため、次の6項目を重点項目として取り組んでまいります。

#### a. 多様なワークスタイルの提案

当社グループは、就労支援事業において、パートタイマー型勤務や一週間に2日もしくは3日の勤務など、仕事と家庭の両立がしやすいワークスタイルを提案し、子育て中の家庭を中心とした潜在的な労働力の労働市場への参加促進を行っております。当社グループの就労支援事業は、結婚、出産を機に離職した女性の「もう一度働きたい」、「家族との時間を大切にしたい」という想いを全力でサポートします。

#### b. 人材確保

当社グループが運営しております3事業ともに、事業拡大にあたって、人材の確保が急務であるため、就労支援事業のノウハウを活かし優秀な人材の確保に努めてまいります。雇用条件の改善にとどまらず、勤務時間の柔軟性、働きやすい環境づくりに注力してまいります。また、新卒の採用にも積極的に取り組んでまいります。

#### c. 人材育成の強化

当社グループが運営しております3事業ともに、安全で質の高いサービスを提供するために、人材育成に取り組んでまいります。そのために、自治体主催の研修への参加、eラーニング導入による社内の研修・勉強会などの研修カリキュラムの充実、各種研修等への参加率のアップを図ってまいります。

#### d. 保育園開園用不動産の確保

当社グループは、保育園を開園するにあたり、不動産所有者から土地や建物を賃借しておりますが、自治体や保護者の要望に応えられる候補地を短期間で探し出す必要があります。そのために、不動産業者や金融機関等と不動産情報を入手できるネットワークを構築してまいります。

#### e. 放課後事業の収益構造の改善

当事業は公設民営事業であり、自治体による予算格差があるため、これに起因した拠点ごとに利益率の差が存在しております。今後は適切な利益が確保できる地域での新規開設及び既存自治体でのドミナント開設を進めてまいります。また、それとあわせてICT化の推進等により生産性の向上を図ることで、収益構造を改善してまいります。

#### f. コンプライアンス強化

当社グループが運営しております3事業ともに、関連法令諸規則の改正が多く、また多くの個人情報を取り扱っております。法令遵守、改正された法令への対応、個人情報の適正な管理が事業継続の前提条件と考えております。コーポレート・ガバナンス体制の強化を目指し、コンプライアンス推進体制、内部統制の整備・運用の徹底に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容（2022年5月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社2社（株式会社セリオ、株式会社セリオガーデン）の3社により構成されており、就労支援事業、放課後事業及び保育事業の3つの事業を展開しております。

当社グループのセグメントに係わる位置付け及び関連は、次のとおりであります。

### ① 就労支援事業

就労支援事業においては、仕事と家庭の両立を応援し、一人ひとりに合った働き方をサポートする事業を展開しております。東京・名古屋・大阪・広島にオフィスを設置しており、主に首都圏・名古屋地区・関西・広島地区において営業活動を行っております。当社グループでは、パートタイマー型勤務や一週間に2日もしくは3日の勤務など、仕事と家庭が両立しやすいワークスタイルを提案し、子育て中の家庭を中心とした潜在的な労働力の労働市場への参加促進を行っております。

また、関西・関東・東海地域で保育園を運営している実績を活かし、保育士に特化した人材紹介事業も行っております。

提供する就労支援事業は、人材派遣・人材紹介・業務委託契約・業務請負契約を中心とし、以下の分野に対応しております。

- |           |   |                                                                   |
|-----------|---|-------------------------------------------------------------------|
| ・ オフィス業務  | … | 営業事務、一般事務、経理事務、総務事務、金融事務、貿易事務、受付業務、データ入力、事務的軽作業、OAオペレータ、DTPオペレータ等 |
| ・ 電話対応事務  | … | インバウンド、アウトバウンド、各業種スーパーバイザー等                                       |
| ・ セールス業務  | … | 接客・販売、法人営業、個人営業、セールスプロモーション等                                      |
| ・ 軽作業業務   | … | 倉庫内軽作業、商品仕分け、検品、ピッキング作業等                                          |
| ・ 在宅ワーク   | … | CAD、設計プランナー、校正・編集・制作・ライター、HP更新等                                   |
| ・ 保育士人材紹介 | … | 保育園園長、保育園主任、保育士等                                                  |

### ② 放課後事業

放課後事業におきましては、各自治体や私立小学校から各種放課後施設の運営を受託しております。当社グループは、様々な学びや遊びを通して、子どもたちが、安全で安心して過ごせる場を提供するとともに、未来に向けて子どもたちの「生きる力」を育み、たくましく生きる子どもの成長を支援しております。

当社グループは、運営する各種放課後施設を運営委託先の属性により、以下の3つに区分しております。それぞれの主な内容は以下のとおりであります。

#### a. 公設放課後事業

放課後アフタースクールの運営実績を活かして、自治体より放課後施設の運営を受託しております。

##### i) 放課後子ども教室推進事業

放課後子ども教室推進事業は、文部科学省が管轄する事業であります。地域の小学生を対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安心・安全な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術・地域交流などの取り組みを実施する事業であります。自治体からの業務委託で運営を行っております。

## ii) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、厚生労働省が管轄する事業であります。小学校に就学している児童のうち、保護者が就労等の理由により日中に在宅していない児童を対象に、授業の終了後等に学内の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものであります。自治体からの業務委託又は指定管理（注）で運営を行っております。

## iii) 放課後子ども総合プラン事業

放課後子ども総合プラン事業は、前述したi)、ii)の両事業を組み合わせたものであります。全ての児童の安心・安全な居場所を確保するため、同一の小中学校等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものであります。自治体からの業務委託で運営を行っております。

## iv) 児童館事業

児童館事業は、0～18歳の子育て中の家庭や子どもに健全な遊びの場を提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉施設であります。自治体からの指定管理（注）を含めた運営を行っております。

（注）指定管理：指定管理者制度の略。自治体より「管理代行」の指定により、公の施設の管理権限指定を受けたものに委任する制度。

## b. 私立小学校アフタースクール事業

当社グループは、「トレジャーキッズクラブ」という名称で私立小学校より放課後アフタースクールの運営を受託しております。学校の方針・風土をベースに、ネイティブ社員による英語プログラムの提供をはじめとして、学習・運動、芸術・文化・遊びの様々なプログラムを導入しております。

## c. 民間放課後アフタースクール事業

当社グループは、放課後を楽しく学び社会に通じる力を身に付ける時間とすることを目指しており、ネイティブ社員の常駐による英語教育や22時までのサービス提供を行い、就労家庭の支援と子どもたちの健やかな成長を支えることを目的として、「トレジャーキッズクラブ茨木校」を自社運営しております。

（運営施設数）

（単位：施設）

|                 | 2021年5月31日現在 | 2022年5月31日現在 |
|-----------------|--------------|--------------|
| 公設放課後事業         | 132          | 133          |
| 私立小学校アフタースクール事業 | 10           | 10           |
| 民間放課後アフタースクール事業 | 1            | 1            |
| 合 計             | 143          | 144          |

### ③ 保育事業

保育事業においては、自治体からの認可を得て認可保育園と小規模認可保育園を運営しております。働く親が安心して子どもを預けられる保育園を目指して、同じ保育士が同じ園児の食事、排泄、衣服の着脱等を日々見守り、より細やかな対応を行う、一人ひとりに丁寧に寄り添う保育で、園児たちの成長をサポートしております。また、自治体からの委託等を受けて地域子育て支援拠点等事業を運営しております。

#### a. 認可保育事業

当社グループの認可保育事業は、「トレジャーキッズ保育園」という名称で運営しております。その他、一時保育事業、延長保育事業、体調不良児対応型病児保育事業を行い、様々な保育ニーズに応える運営をしております。

#### b. 小規模認可保育事業

当社グループの小規模認可保育事業は、「エンジェルキッズ保育園」という名称で運営しております。

#### c. 企業主導型保育事業

当社グループの企業主導型保育事業は、内閣府の企業主導型保育事業助成対象施設であり、企業からの業務委託により運営しております。

#### d. 地域子育て支援拠点等事業

当社グループの地域子育て支援拠点等事業は、主に在宅での子育てを行う親とその子どもを対象とし、自治体からの業務委託又は指定管理により運営しております。

(保育園数)

(単位：施設)

|              | 2021年5月31日現在 | 2022年5月31日現在 |
|--------------|--------------|--------------|
| 認可保育事業       | 23           | 26           |
| 小規模認可保育事業    | 11           | 11           |
| 企業主導型保育事業    | 3            | 3            |
| 地域子育て支援拠点等事業 | 3            | 2            |
| 合 計          | 40           | 42           |

上記のとおり、当社グループでは、就労支援事業において、働きながら育児時間を大切にしたい女性の就労支援を行うと同時に、放課後事業及び保育事業において、働く女性が安心して子どもを預けられる場所を提供することで、「就労」「育児」の両面から女性の活躍を支援しております。

(6) 主要な営業所（2022年 5 月31日現在）

① 当社

| 事 業 所 | 所在地   |
|-------|-------|
| 本 社   | 大阪市北区 |

② 株式会社セリオ

| 事 業 所         | 所在地     |
|---------------|---------|
| 本 社           | 大阪市北区   |
| 東 京 オ フ ィ ス   | 東京都中央区  |
| 名 古 屋 オ フ ィ ス | 名古屋市中区  |
| 広 島 オ フ ィ ス   | 広島市中区   |
| 堺 事 務 局       | 堺市堺区    |
| 泉 佐 野 事 務 局   | 大阪府泉佐野市 |
| 西 宮 事 務 局     | 兵庫県西宮市  |
| 放 課 後 施 設     | 144施設   |
| 保 育 園         | 42施設    |

③ 株式会社セリオガーデン

| 事 業 所 | 所在地   |
|-------|-------|
| 本 社   | 大阪市北区 |

(7) 使用人の状況（2022年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分   | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減   |
|--------|-------------|---------------|
| 就労支援事業 | 66 (18) 名   | 6名増 (5名増)     |
| 放課後事業  | 237 (1,817) | 41名増 (138名増)  |
| 保育事業   | 490 (423)   | 64名増 (48名増)   |
| 全社（共通） | 44 (5)      | 3名増 (―)       |
| 合計     | 837 (2,263) | 114名増 (191名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」には、当社グループ全体に係る事業開発、管理、企画等の業務を行う使用人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|--------|--------|
| 34 (5) 名 | 5名増 (1名増) | 38歳8ヶ月 | 3年9ヶ月  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は当社グループでの勤続年数の平均値を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年5月31日現在）

(単位：千円)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社紀陽銀行    | 249,823   |
| 株式会社三井住友銀行  | 222,029   |
| 株式会社関西みらい銀行 | 192,760   |
| 株式会社山陰合同銀行  | 163,196   |
| 株式会社みずほ銀行   | 103,904   |
| 株式会社りそな銀行   | 78,624    |
| 合計          | 1,010,336 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2022年5月31日現在）

| 会社における地位               | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                |
|------------------------|---------|--------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長          | 若 瀨 久   | 株式会社セリオ 代表取締役社長<br>株式会社セリオガーデン 代表取締役社長                 |
| 取 締 役                  | 中 村 明 裕 | 株式会社セリオ 取締役保育事業部長                                      |
| 取 締 役                  | 海 老 雅 和 | 株式会社セリオ 取締役放課後事業部長                                     |
| 取 締 役                  | 後 谷 耕 司 | 管理本部長兼人事総務部長兼経理部長                                      |
| 取 締 役                  | 古 谷 礼 理 | 古谷公認会計士事務所 所長<br>株式会社総医研ホールディングス 社外監査役                 |
| 取 締 役<br>(監査等委員・常勤)    | 藤 原 齋 光 | 株式会社セリオ 常勤監査役                                          |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 麻 田 祐 司 | 株式会社ブレインアシスト 代表取締役社長<br>株式会社ウイルテック 取締役監査等委員<br>(社外取締役) |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 佐 藤 竜 一 | プロシード法律事務所 代表弁護士<br>株式会社ミレニアムダイニング 社外取締役               |

(注) 1. 取締役古谷 礼理氏、取締役（監査等委員）麻田 祐司氏及び佐藤 竜一氏は、社外取締役であります。

なお、上記3氏は東京証券取引所に独立役員として届出済みであります。

2. 取締役古谷 礼理氏は、大手証券会社での経験や公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、藤原 齋光氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 取締役（監査等委員）麻田 祐司氏は、大手監査法人出身の公認会計士としての経験や財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役（監査等委員）佐藤 竜一氏は弁護士の資格を有していることから、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任を限定する旨の契約を取締役（業務執行取締役等である者を除く）と締結することができる旨を定款に定めております。当社と社外取締役麻田 祐司氏、佐藤 竜一氏及び古谷 礼理氏は職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮することを目的として、当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

## ④ 取締役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、代表取締役社長の若濱 久が委任を受け、決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び譲渡制限付株式報酬の額であり、委任した理由は、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会がその妥当性等について確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 基本報酬に関する方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬額については、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成するものとする。また、社外取締役及び監査等委員の報酬は経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみで構成するものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社は、業績連動報酬は採用せず、中長期的インセンティブとしての報酬として非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度とする。その内容は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として定時株主総会で承認可決された範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けるものとする。また、譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

② 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めた地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記②に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となることを方針とする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、及び譲渡制限付株式報酬の額とする。

#### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額                | 報酬等の種類別の総額            |              | 員数         |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|------------|
|                            |                       | 基本報酬                  | 非金銭報酬等       |            |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 49,735千円<br>(5,300千円) | 48,839千円<br>(5,300千円) | 896千円<br>(-) | 5名<br>(1名) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 17,300<br>(9,500)     | 17,300<br>(9,500)     | -            | 3<br>(2)   |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 67,035<br>(14,800)    | 66,139<br>(14,800)    | 896<br>(-)   | 8<br>(3)   |

(注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与は含んでおりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年5月26日開催の臨時株主総会において取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は「年額100百万円以内」、また、取締役（監査等委員）の報酬等の総額は「年額30百万円以内」と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち、社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）であります。

3. 2021年8月27日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権として、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、上記2. の取締役の報酬限度額とは別枠で年額30百万円以内を支給することについて決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

4. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

#### ハ. 非金銭報酬等「譲渡制限付株式報酬」の内容

上記「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等 c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりであります。

ニ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ホ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分            | 氏 名     | 兼 職 先           | 兼職内容                | 当該兼職先との関係                    |
|----------------|---------|-----------------|---------------------|------------------------------|
| 取締役            | 古 谷 礼 理 | 古谷公認会計士事務所      | 所長                  | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
|                |         | 株式会社総医研ホールディングス | 社外監査役               |                              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 麻 田 祐 司 | 株式会社ブレインアシスト    | 代表取締役社長             | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
|                |         | 株式会社ウイルテック      | 取締役監査等委員<br>(社外取締役) |                              |
| 取締役<br>(監査等委員) | 佐 藤 竜 一 | プロシード法律事務所      | 代表弁護士               | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
|                |         | 株式会社ミレニアムダイニング  | 社外取締役               |                              |

当社は、社外取締役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知識に基づく客観的かつ適切な監査又は監督といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方としております。

b. 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名            | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役            | 古 谷 礼 理<br>当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。また、出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行うほか、定期的に全取締役及び主要な役職員と面談し、これらの場においても、公認会計士としての幅広い見識に基づき、有用な助言、必要な発言を積極的に行うなど、意思決定のみならず幅広い妥当性・適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。                                                                 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 麻 田 祐 司<br>当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行うほか、取締役や主要な役職員と面談し、これらの場において、上場企業の取締役等を歴任した経験や公認会計士としての幅広い見識に基づき、当社の経営に対する有用な助言、必要な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 佐 藤 竜 一<br>当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に法律面から特にコンプライアンス等の当社経営に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行うほか、取締役や主要な役職員と面談し、弁護士としての幅広い見識に基づき、当社の経営に対する有用な助言、必要な発言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                 |

## (2) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約に関する事項

当社は、定款に「会計監査人」と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では責任限定契約を締結しておりません。



# 連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)   |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産     | 2,675,652 | 流動負債          | 1,388,834 |
| 現金及び預金   | 1,869,535 | 買掛金           | 11,455    |
| 売掛金      | 513,554   | 1年内返済予定の長期借入金 | 98,064    |
| 契約資産     | 154,165   | リース債務         | 5,264     |
| 前払費用     | 102,867   | 未払金           | 81,009    |
| 未収入金     | 11,990    | 設備投資未払金       | 12,053    |
| その他の     | 24,101    | 未払費用          | 689,170   |
| 貸倒引当金    | △562      | 未払法人税等        | 46,383    |
| 固定資産     | 1,951,886 | 未払消費税等        | 85,475    |
| 有形固定資産   | 1,421,378 | 契約負債          | 202,755   |
| 建物及び構築物  | 1,178,613 | 預り金           | 157,203   |
| 工具器具備品   | 63,975    | 固定負債          | 1,176,513 |
| 土地       | 161,735   | 長期借入金         | 912,272   |
| リース資産    | 2,680     | リース債務         | 2,918     |
| 建設仮勘定    | 14,374    | 資産除去債務        | 261,322   |
| 無形固定資産   | 22,490    | 負債合計          | 2,565,348 |
| 施設利用料    | 10,583    | (純資産の部)       |           |
| ソフトウェア   | 6,697     | 株主資本          | 2,062,190 |
| リース資産    | 4,202     | 資本金           | 693,263   |
| その他の     | 1,007     | 資本剰余金         | 671,753   |
| 投資その他の資産 | 508,017   | 利益剰余金         | 703,946   |
| 出資金      | 10        | 自己株式          | △6,772    |
| 差入保証金    | 187,027   | 純資産合計         | 2,062,190 |
| 長期前払費用   | 64,930    | 負債純資産合計       | 4,627,539 |
| 繰延税金資産   | 53,689    |               |           |
| 保険積立金    | 35,674    |               |           |
| 建設協力金    | 120,903   |               |           |
| その他      | 45,783    |               |           |
| 資産合計     | 4,627,539 |               |           |

# 連結損益計算書

( 2021年6月1日から )  
( 2022年5月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 9,130,846 |
| 売上原価            | 7,499,537 |
| 売上総利益           | 1,631,308 |
| 販売費及び一般管理費      | 1,397,512 |
| 営業利益            | 233,795   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 17        |
| 助成金収入           | 13,217    |
| 補助金収入           | 32,864    |
| 雑収入             | 1,987     |
| 営業外費用           |           |
| 支払払利息           | 8,686     |
| 雑損              | 992       |
| 経常利益            | 272,202   |
| 特別利益            |           |
| 補助金収入           | 143,460   |
| 特別損失            |           |
| 固定資産圧縮損         | 143,460   |
| 固定資産除却損         | 272       |
| 税金等調整前当期純利益     | 271,930   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 102,832   |
| 法人税等調整額         | △4,435    |
| 当期純利益           | 173,532   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 173,532   |

貸 借 対 照 表

(2022年 5 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | ( 負 債 の 部 )     |           |
| 流 動 資 産           | 1,058,650 | 流 動 負 債         | 104,438   |
| 現 金 及 び 預 金       | 908,565   | 未 払 金           | 13,055    |
| 売 掛 金             | 50,543    | 未 払 費 用         | 25,457    |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 75,000    | 未 払 法 人 税 等     | 44,444    |
| 未 収 入 金           | 11,226    | 未 払 消 費 税 等     | 13,047    |
| 前 払 費 用           | 12,243    | 預 り 金           | 8,433     |
| そ の 他             | 1,070     | 負 債 合 計         | 104,438   |
| 固 定 資 産           | 828,603   | ( 純 資 産 の 部 )   |           |
| 有 形 固 定 資 産       | 4,118     | 株 主 資 本         | 1,782,815 |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 2,860     | 資 本 金           | 693,263   |
| 工 具 器 具 備 品       | 1,258     | 資 本 剰 余 金       | 841,353   |
| 無 形 固 定 資 産       | 589       | 資 本 準 備 金       | 841,353   |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 589       | 利 益 剰 余 金       | 254,970   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 823,894   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 254,970   |
| 関 係 会 社 株 式       | 179,600   | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 254,970   |
| 関係会社長期貸付金         | 630,000   | 自 己 株 式         | △6,772    |
| 長 期 前 払 費 用       | 8,704     | 純 資 産 合 計       | 1,782,815 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 5,590     | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,887,253 |
| 資 産 合 計           | 1,887,253 |                 |           |

損 益 計 算 書

( 2021年 6 月 1 日から )  
( 2022年 5 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 488,567 |
| 売上総利益        | 488,567 |
| 販売費及び一般管理費   | 311,273 |
| 営業利益         | 177,294 |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 6,326   |
| 助成金収入        | 750     |
| 雑収入          | 284     |
| 営業外費用        |         |
| 雑損           | 486     |
| 経常利益         | 184,168 |
| 税引前当期純利益     | 184,168 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 62,126  |
| 法人税等調整額      | △1,404  |
| 当期純利益        | 123,446 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 7 月15日

株式会社 S E R I Oホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 | 島 | 久 | 木 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚 | 本 |   | 健 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S E R I Oホールディングスの2021年 6 月 1 日から2022年 5 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S E R I Oホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な

監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 7 月15日

株式会社S E R I Oホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 | 島 | 久 | 木 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 塚 | 本 |   | 健 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S E R I Oホールディングスの2021年6月1日から2022年5月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討す



ること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し

ているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を經由した手段を活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 7 月20日

株式会社SERIOホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 藤 原 齋 光

監 査 等 委 員 麻 田 祐 司

監 査 等 委 員 佐 藤 竜 一

(注) 監査等委員 麻田祐司及び佐藤竜一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり 1 株につき 7 円00銭の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1 株につき金 7 円00銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は44,245,411円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年 8 月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。また、現行定款第40条につき、誤謬の訂正をするものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (5) 現行定款第40条につき、誤謬の訂正をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削 除） |

| 現 行 定 款           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)             | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                                                                             |
| <u>(配当金の除斥機関)</u> | <u>(配当金の除斥期間)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第40条 (条文省略)       | 第40条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (新 設)             | <u>(附則)</u>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (新 設)             | <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                   | <p>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員を除く。以下「監査等委員以外取締役」という。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員以外取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しては監査等委員会から、全ての監査等委員以外取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

監査等委員以外取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | わか はま ひさし<br>若 濱 久<br>(1967年7月20日)     | 1988年8月 松江松下電器株式会社（現 パナソニックインダストリー株式会社）入社<br>1992年4月 株式会社アクティス入社<br>1998年7月 株式会社ジオン 代表取締役就任<br>2005年3月 株式会社クリスタルレーションズ<br>代表取締役就任<br>2005年6月 株式会社セリオ設立<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2015年5月 株式会社クオーレ（現 株式会社セリオガーデン）設立<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2016年6月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）        | 2,314,206株 |
| 2         | なか むら あき ひろ<br>中 村 明 裕<br>(1973年3月21日) | 1996年4月 セキスイツーユーホーム大阪株式会社<br>（現 セキスイハイム近畿株式会社）入社<br>1999年2月 株式会社ジオン入社<br>2004年3月 フォーレスト株式会社入社<br>2006年9月 株式会社セリオ入社<br>2010年1月 同社 東京支店 支店長就任<br>2010年7月 同社 取締役就任<br>2013年1月 同社 取締役OS（現 sacaso）事業部長就任<br>2016年6月 当社 取締役就任（現任）<br>2022年2月 株式会社セリオ 取締役保育事業部長就任<br>（現任） | 161,544株   |
| 3         | え び まさ かず<br>海 老 雅 和<br>(1966年5月19日)   | 1989年4月 神栄石野証券株式会社入社<br>1997年2月 株式会社ジオン入社<br>2003年1月 株式会社クリエティブ入社<br>2005年9月 株式会社セリオ入社<br>2017年3月 同社 放課後事業部 東日本統括部長就任<br>2018年8月 同社 取締役放課後事業部長就任（現任）<br>当社 取締役就任（現任）                                                                                               | 128,698株   |



| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)              | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4         | ごう たに こう じ<br>後 谷 耕 司<br>(1968年 7 月 4 日) | <p>1989年 4 月 株式会社インターナショナルツアーズ<br/>(現 株式会社エイチ・アイ・エス) 入社</p> <p>2010年 3 月 ハウステンボス株式会社出向 常勤監査役就任</p> <p>2011年 1 月 H T B クルーズ株式会社 監査役就任</p> <p>2012年 6 月 ハウステンボス熱供給株式会社<br/>社外取締役就任</p> <p>2013年12月 株式会社ウォーターマークホテル長崎<br/>監査役就任</p> <p>2016年 2 月 スキューズ株式会社 (現 IDECファクトリーソリューションズ株式会社) 入社</p> <p>2017年 6 月 第二電力株式会社入社</p> <p>2019年 2 月 当社入社</p> <p>2019年 6 月 当社 管理本部長兼人事総務部長就任</p> <p>2019年 8 月 当社 取締役管理本部長兼人事総務部長就任</p> <p>2022年 6 月 当社 取締役管理本部長兼経理部長就任<br/>(現任)</p> | 1,840株     |
| 5         | ふる たに れい り<br>古 谷 礼 理<br>(1969年 8 月 8 日) | <p>1992年 4 月 野村證券株式会社入社</p> <p>1996年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入社</p> <p>1999年 4 月 公認会計士登録</p> <p>2004年 4 月 野村證券株式会社入社</p> <p>2020年 5 月 古谷公認会計士事務所設立 同事務所長就任<br/>(現任)</p> <p>2020年 6 月 当社 顧問就任</p> <p>2020年 8 月 当社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2020年 9 月 株式会社総医研ホールディングス 社外監査役就任 (現任)</p>                                                                                                                                                                             | 803株       |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 古谷 礼理氏は、社外取締役候補者であります。

3. 古谷 礼理氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の有資格者であり、証券会社の公開引受部で長年、株式公開指導を行ってきた経験を基に、専門的知見をもって取締役会の 監督機能強化、経営に対する監視、業務執行の適正性の保持及び当社事業の推進に寄与すると期待したためであります。また、当社の従業員の7割超が女性であり、ダイバーシティ・マネジメントの強化も期待できる

と判断し、社外取締役候補者といたしました。

4. 古谷 礼理氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、古谷 礼理氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
7. 当社は、古谷 礼理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 各候補者が所有する当社株式の数は、2022年5月31日現在の株式数であり、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | ふじ わら とし あき<br>藤 原 齋 光<br>(1951年11月11日) | 1975年4月 シャープ株式会社入社<br>2004年4月 同社 システム機器事業部長就任<br>2006年4月 シャープシステムプロダクト株式会社<br>代表取締役社長 就任<br>2008年4月 出向帰任 シャープ株式会社 東京支社次長就任<br>2014年4月 株式会社セリオ顧問就任<br>2017年8月 同社 参与就任<br>2019年8月 同社 常勤監査役就任（現任）<br>2019年8月 当社 取締役常勤監査等委員就任（現任）                                                                                                                                          | 20,130株    |
| 2         | あさ だ ゆう じ<br>麻 田 祐 司<br>(1972年6月15日)    | 1997年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2000年4月 税理士法人トーマツ（現 デロイトトーマツ税理士法人）転籍<br>公認会計士登録<br>2004年5月 株式会社エディオン入社<br>2008年6月 同社 取締役就任<br>2012年6月 同社 常務取締役就任<br>2014年4月 株式会社ブレインアシスト設立<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2014年4月 株式会社セリオ 社外監査役就任<br>2016年6月 当社 社外監査役就任<br>2017年6月 当社 社外取締役監査等委員就任（現任）<br>2018年6月 株式会社ウイルテック<br>取締役監査等委員（社外取締役）就任（現任）<br>2022年6月 株式会社i-plug<br>社外取締役就任（現任） | 40,885株    |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | さとう りゅういち<br>佐藤 竜一<br>(1967年6月22日) | 1991年4月 大阪府庁入庁<br>2002年11月 司法試験合格<br>2004年10月 司法修習終了<br>弁護士登録（大阪弁護士会）<br>弁護士法人三宅法律事務所入所<br>2012年2月 株式会社ミレニアムダイニング<br>社外取締役就任（現任）<br>2012年4月 プロシード法律事務所設立<br>代表弁護士就任（現任）<br>2017年6月 当社 社外取締役監査等委員就任（現任） | 20,885株    |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 麻田 祐司氏及び佐藤 竜一氏は、社外取締役候補者であります。

3. (1) 麻田 祐司氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士の有資格者であり、上場企業での取締役等を歴任し、会社経営の経験が豊富であり経営のあらゆる諸問題に精通しております。また、大学の非常勤講師としても活躍され、その知識と経験、財務会計・税務に関する専門的知見をもって取締役会の監督機能強化、経営に対する監視、業務執行の適正性の保持及び当社事業の推進に寄与することが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

(2) 佐藤 竜一氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の有資格者であり、企業法務、コンプライアンスに関する豊富な知見を有しており、経営の諸問題に精通しております。また、長年企業法務に携わってきた経験と専門的知見をもって 取締役会の監督機能強化、経営に対する監視、業務執行の適正性の保持及び当社事業の推進に寄与することが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

4. 麻田 祐司氏及び佐藤竜一氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ5年2ヶ月となります。

5. 当社は、麻田 祐司氏及び佐藤 竜一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

7. 当社は麻田 祐司氏及び佐藤 竜一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 各候補者が所有する当社株式の数は、2022年5月31日現在の株式数であり、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区堂島一丁目5番17号

堂島グランドビル8階 当社大会議室



交通 JR「大阪駅」(徒歩約10分)

JR東西線「北新地駅」(徒歩約5分)

阪神「大阪梅田駅」(徒歩約10分)

地下鉄四つ橋線「西梅田駅」(徒歩約5分)

京阪中之島線「渡辺橋駅」(徒歩約5分)